

## 「省エネ家電クラブ」規約

### (目的)

第1条 本会は、会員の省エネ家電への買換えによる省エネ効果を検証し、買換えにより生じたCO<sub>2</sub>排出削減量を取りまとめ、国内クレジット制度(国内排出削減量認証制度)運営規則(平成20年10月21日経済産業省、環境省、農林水産省決定)に基づいた国内クレジットとして認証を受けることにより環境価値の「見える化」を図るとともに、企業等による国内クレジットの有効な活用を促すことで、国内での資金環流を促し、環境と経済の両立を実現することを目的とする。

### (運営・管理等)

第2条 本会の運営・管理は、経済産業省(商務情報政策局情報通信機器課)の委託事業「省エネ家電買換えによるCO<sub>2</sub>排出削減・計測認証事業」を受託した株式会社住環境計画研究所及び共同事業者である財団法人省エネルギーセンター(以下「事務局」という。)が行うものとする。

2 本事業を通じて認証された国内クレジットの取得は、カーボンフリーコンサルティング株式会社(以下「取得者」という。)が行うものとする。

### (事務局の業務範囲)

第3条 事務局は、会員が省エネ家電への買換えに関して提供する機器情報を分析するとともに、別に定める選考方式によって選考された計測対象会員の買換え後の省エネ家電に関する計測を実施し、省エネ効果を分析、検証するとともに、その省エネ効果をCO<sub>2</sub>排出削減量として取りまとめ、省エネ家電を使用することで削減したCO<sub>2</sub>排出量の国内クレジット認証に係る次の業務を行うものとする。

- (1) 会員が入会の際に提供する省エネ家電の買換えに関する情報の検討、及び計測対象会員の選考に係る業務
- (2) 計測対象会員が買換え購入した家電製品に対する計測器等を使用した使用実態の把握、及び買換え対象となった既有家電製品等との比較における省エネ効果の分析、及びCO<sub>2</sub>排出削減量としての取りまとめに係る業務
- (3) 国内クレジット認証委員会への排出削減事業計画の申請、及び排出削減実績報告(国内クレジットの認証申請)に係る業務
- (4) 前各号の業務に付随する業務

### (国内クレジットの売却益の取扱い)

第4条 本会は、国内クレジット売却の対価として取得した金額を国庫に納付するものとする。

(会員の資格)

第5条 本会の会員資格は、下記のとおりとする。

(1) 家電製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫)について、下記の要件を満たして買換え購入した者。

平成22年4月1日以降に購入した家庭で使用する家電製品の所有者であること

既有家電製品、あるいは標準的な家電製品と比べて省エネ効果が生じる家電製品を購入した者であること

既有家電製品について「家電リサイクル」を行った者であること

故障等使用不能な家電製品の買換えではないこと

(2) 既有家電製品、及び購入した家電製品に関する機器情報の提供、及び購入した家電製品に関する計測に協力できる者。なお、計測については、別に定める選考方式によって選考された会員に、計測機器等を貸与し実施する。

(3) 本事業の実施期間中、又は平成24年3月31日まで対象となる家電製品のさらなる買換えや廃棄、及び住居の移転予定がない者。

(4) 本事業を通じて認証された国内クレジットの売却益を国庫への納付し、会員への金銭の還元はしないことに同意する者。

(会員の役割)

第6条 計測対象として選出された会員は、次に掲げる事項について同意し、買換え購入した家電製品の計測に協力しなければならない。

(1) 本事業の計測実施期間中は、貸与した計測機器等を使用して継続的に測定を行い、データの提供に協力すること

(2) 貸与した計測機器等がインターネットを使用したデータの自動送信を行う機器の場合には、本事業の計測実施期間中は、ブロードバンドルータ等を通じて測定データを自動送信すること

(3) 国内クレジットの認証に当たり、審査機関が必要に応じ年1回程度実施する現地審査等(計測機器等の現物確認等)を受けること

(計測機器等の返却)

第7条 会員は、第10条第1項に規定する会員資格の有効期間内において、次に掲げる事項に該当する場合は、その旨を事務局に届け出なければならない。

(1) 計測対象家電製品、計測機器等が毀損され、又は滅失した場合。

(2) 計測を中止し、計測機器等を途中返却する場合

(退会)

第 8 条 会員は、計測対象家電製品について、国内クレジット制度に基づく他の排出削減事業、その他の排出削減・吸収プログラム等を実施しようとするときは、事前に事務局に退会届を提出し、事務局の承認を受け、本会を退会しなければならない。

2 事務局は、会員が次に掲げる事項に該当する場合は、当該会員の退会措置をとることができる。なお、貸与した計測機器等について、著しい損傷等が発生している場合は、当該会員に有償にての弁済を求められることができるものとする。

( 1 ) 第 5 条の会員資格等を喪失した場合

( 2 ) 会員が本会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合

( 3 ) 前条の届出があった場合

(会費)

第 9 条 本会の年会費等は、無料とする。

(会員資格の有効期間)

第 10 条 会員資格の有効期間は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、取得した国内クレジットが平成 24 年 3 月 31 日までに認証されなかった場合には、本会又はこれに相当する会において、クレジット認証日、もしくは平成 25 年 3 月 31 日まで引き続き会員資格を有するものとする。

(業務の報告)

第 11 条 事務局は会員に対して年に 1 回、報告を行う。

2 前項の報告は、事務局のホームページにて結果概要を公表することにより行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 本事業に関して会員から得られた個人情報は本事業の遂行のためにのみ利用する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。